

平成24年度 第3回機関保証制度検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 平成25年3月1日（金）10:00～12:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3階 翡翠

3. 議 事

- (1) 機関保証制度加入者の返還金回収状況及び将来のリスク分析（追加報告）
- (2) 機関保証における求償権の回収促進策について
  - ①日本国際教育支援協会における回収促進策の実施について
  - ②機関保証と人的保証を組み合わせた制度について
- (3) 自由討議
- (4) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員)

鈴木委員、宗野委員、馬場委員、林委員（委員長）、阿部委員、月岡委員

(○機構)

石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、金井債権管理部次長、天羽機関保証業務課長

(■日本国際教育支援協会)

大森機関保証センター長

(●分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社（PWC）

5. 議事概要

・ 議事（1）

「機関保証制度加入者の返還金回収状況及び将来のリスク分析」について、分析業務受託業者から追加の報告を行った。

・ 議事（2）①

「日本国際教育支援協会における回収促進策の実施について」、日本国際教育支援協会から説明を行った。

・（質疑応答概要）

◎ 委員

保証機関の職員の計画的な増員の取り組みとして、今年の4月から新規採用職員を1名配置する予定であるが、全くの新規の者に限らず、保証機関で3年程度の業務経験者を登用することを考えている。

◎ 委員

求償権回収に係る予算は、どのように立てているのか。

◎ 委員

徴収している保証料は、基本的には代位弁済の経費に全てを充てることになっているが、徴収している保証料の運用益の利息で、人件費やシステム経費など求償権回収に必要な経費を捻出している。

◎ 委員

運用益はどの位の金額か。

■ 日本国際教育支援協会

平成24年度の運用利金の見込みは、14億5500万円である。平成23年度の運用利金の実績は、13億4600万円である。

◎ 委員

運用益の用途には、何か制限はあるのか。

◎ 委員

現時点では、運用益も代位弁済時の財源に充てており、法的な制限はない。

◎ 委員

保証機関の職員の計画的な増員というのは、今後毎年実施していく予定であるのか。今後の人員増計画も運用益に左右されるということなのか。また、法的措置の回収促進策のために人員を増やす予定はあるのか。

◎ 委員

平成25年度～平成27年度までは、各年度1名ずつの増員を図る予定である。法的措置の回収促進策のために人員を増やす予定はない。

◎ 委員

機構において、奨学金延滞者に対する債権回収費用や法的措置にかかる費用はどの位かかっているのか。返還が困難になるきっかけは、保証制度（人的保証と機関保証）の違いによって異なるものではないと思われる。そのため、保証機関においても、機構の回収や法的措置

にかかる予算は、参考にできるだろう。

保証機関におけるサービスを活用した督促にも限界がでてくることが予想される。そのため、機構の経費やノウハウ等を参考にして人員増計画を実施したり、機構との人事交流を活発化や金融機関OBの雇用等をして、保証機関においては求償権の回収体制を整えていく必要があるだろう。

◎ 委員

保証機関では、平成25年8月から法的措置を導入する予定であるが、費用対効果については、機構の実績も参考にすることが必要である。法的措置を導入することで、支払督促申立予告の通知を出すことにより、恒常的に返還を行う者が増えることを期待している。

しかしながら、職員増員計画を実施しようとする、物理的スペースが足りないという問題がある。そのため、法的措置の拡大にはもうしばらく時間がかかる。

◎ 委員

法的措置には多額の費用がかかるため、なるべく法的措置段階までいかないように、サービスを利用した督促等を実施し、早期に手を打つように対応している。それでもなお一定の基準に該当する者全員に対して、支払督促申立予告、及び支払督促申立といった法的措置を機構ではとっている。

◎ 委員

法的措置への移行は、文書のみで通知しているのか。

○ 事務局

その通りである。

◎ 委員

法的措置段階の長期延滞者は、そもそも届いた文書をあまり読まないのではないか。法的措置へ移行するということが明確に分ければ、抑止効果も期待できるのではないか。

○ 事務局

支払督促申立予告書は、配達証明付きの書留郵便で発送している。

◎ 委員

機構と保証機関のあいだにおける人事交流の活発化というのは、相互乗り入れを想定しているのか。

◎ 委員

平成25年4月からは、そのようにするつもりである。

◎ 委員

機構において、法的措置の業務を遂行する人員は足りているのか。

○ 事務局

現状では、法的措置の業務を遂行する人員が足りているとは言いがたい。人事交流については、今後も、機構と保証機関で協力して業務を遂行していかなければならないと認識している。

・ 議事（２）②

「機関保証と人的保証を組み合わせた制度について」分析業務受託業者から、検討のたたき台の説明を行った。

・（質疑応答概要）

◎ 委員

二点述べたい。第一に、機関保証と人的保証を組み合わせた保証制度について、奨学生に保証制度を選択させた場合、制度の内容や趣旨をよく理解をせずに選択してしまう可能性があるのではないか。

第二に、求償権の回収促進を図る目的で機関保証と人的保証を組み合わせた保証制度を設けた場合、法的な観点から問題となることはないのか。

◎ 委員

人的保証を組み合せずに、現行機関保証制度枠内での親への連絡・交渉強化を図る場合、親に奨学生本人の連絡先を聞くことについては、法的な問題はない。しかし、この場合に、債務責任のない本人以外の者に対して督促等を実施すると心理的圧力をかけることとなり、社会的に問題になってしまう可能性があることなどが考えられる。

◎ 委員

リスク補完型（保証事後徴求）において、保証委託契約上で「リスク事象が発生した場合、連帯保証人の選定を要請する」という記載があれば、リスク事象が発生した場合に連帯保証人を立てることを強要することは可能なのか。

◎ 委員

例えば、不動産を担保とした借金について、担保の価値が下がったから新たな担保を求めるということは、民法上認められている。奨学金の返還において、本人が奨学金を延滞しているということは、リスク事象と言えるのか。何を保証とするのかは、事前に設定することが必要であり、そうでなければ、リスク事象が発生した場合に一方的に連帯保証人を立てることを強要するのは難しい。

- ◎ 委員  
リスク事象が何を指しているのか、また、その対象者がどういう人々であるのかを検討することが議論の入口なのではないか。
- ◎ 委員  
リスク事象が発生したことをどう考えるのか。奨学金の返還を延滞しているということを経済リスク事象として捉えるということか。
- ◎ 委員  
もともと機関保証という保証をつけているのに、奨学金の返還を延滞したため人的保証（連帯保証人）を追加で求める場合にも、保証機関の保証能力が低下した訳ではない。そのため、奨学金の返還を延滞しているということを経済リスク事象として捉えることについては、疑問が残る。
- ◎ 委員  
一般的に考えれば、リスク事象は、奨学金返還の延滞状態が続いたことと捉えられるが、どの位の期間延滞状態が続いた場合にリスク事象とするのか等については、議論の必要がある。機関保証制度に加入した奨学金の採用後に、事後的に人的保証（連帯保証人）を差し入れるというのは、非常に難しいのではないか。
- ◎ 委員  
リスク補完型（事前徴求）というパターンは、奨学生全員に対して、機関保証に人的保証（連帯保証人）の追加を求めるという解釈でよいのか。
- 分析業務受託業者  
リスクを持っていると思われる奨学生に対して、機関保証に人的保証（連帯保証人）の追加を求めるというのが元々のスタートである。
- ◎ 委員  
機関保証と人的保証を組み合わせた希望選択型という保証制度を新たに創設しても、奨学生にとって選択肢が増えてしまうだけなのではないか。希望選択型という保証制度を創設しても、連帯保証人を立てることが難しい奨学生にとっては懸念事項が増えるだけではないか。  
ここで、希望選択型という保証制度における連帯保証人というのは、従来の人的保証における連帯保証人と同じ条件を想定しているのか。
- 分析業務受託業者  
機関保証と人的保証を組み合わせた保証制度における連帯保証人を、従来の人的保証における連帯保証人と同じ条件設定とするのかについては、今後、検討していく論点になるだろう。

◎ 委員

機関保証における求償権の回収促進のために、機関保証と人的保証を組み合わせた保証制度を導入すると、奨学生にとっては選択肢が増え何も選択できなくなったり、考えなしに機関保証と人的保証を組み合わせた保証制度を選択してしまうという懸念がある。この点については、熟考の余地があるだろう。また、「人的保証50%：機関保証50%」というのは、何も考えずに選択しやすいだろう。

◎ 委員

リスク補完型（保証事前徴求）と希望選択型（保証事前差入れ）については、法的な問題はない。

リスク補完型（保証事後徴求）と希望選択型（保証事後差入れ）については、事後的に連帯保証人を立てるようにするのは難しく、たとえ制度として導入したとしても、法的強制力もないため、求償権回収における効果は小さいのではないかと。

◎ 委員

事後的に連帯保証人を求める保証制度については、新たに訴訟を生む可能性を含んでいる。

◎ 委員

一つの債権内において、「人的保証50%：機関保証50%」とする場合には、保証料は半額になると考えているのか。

● 分析業務受託業者

そのように考えている。

◎ 委員

機関保証と人的保証を組み合わせる保証制度において、一つの債権内で「人的保証50%：機関保証50%」とすることには、どのようなメリットがあるのか。人的保証分の金額を先に返還することが考えられ、機関保証における求償権の回収についてはメリットがないように思われる。

◎ 委員

機関保証と人的保証を組み合わせる保証制度は、債権が2本あるということになるので、契約書への記載については十分に考える必要がある。

◎ 委員

求償権の回収促進を図るために、機関保証と人的保証を組み合わせる保証制度について検討を進めるということは、機関保証制度の創設目的と矛盾するのではないかと。むしろ、保証機関における回収を強化する方向で考えるほうがよいのではないかと。機関保証と人的保証を合わ

せる保証制度については、検討すべき課題が多いように思われる。

◎ 委員

機関保証と人的保証を組み合わせる保証制度を導入した場合、機関保証の部分ではより債権回収が困難になる等、逆の効果が働く可能性もある。そのため、この制度については慎重な議論が必要だろう。

- ・ 議事（４）について、事務局から説明を行った。

（了）